

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	故寛仁親王墓営建第3回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	営建工事一式		
8	工 期（自）	平成 25 年 4 月 1 日		
9	工 期（至）	平成 25 年 7 月 5 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	55,261,500 円	52,630,000 円	99.75 %
	見 積 金 額	55,125,000 円	52,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、寛仁親王殿下の薨去に伴い、御墓を整備する故寛仁親王墓営建第1回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した平成24年度工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、平成24年度工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社であるため。 （会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 5 月 7 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	寛仁親王邸御書齋改修ほか工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	寛仁親王邸御書齋改修ほか工事		
8	工 期（自）	平成 25 年 5 月 8 日		
9	工 期（至）	平成 25 年 6 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,245,000 円	6,900,000 円	100.00 %
	見 積 金 額	7,245,000 円	6,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>寛仁親王邸御書齋改修ほか工事は、寛仁親王邸の私室棟御書齋を御霊舎に改修し、現在権舎として改装している御食堂を元通りに復旧する工事である。</p> <p>寛仁親王邸の改修に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は、寛仁親王邸において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、寛仁親王邸の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第 29 条の 3 第 4 項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 5 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	新日本空調株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋浜町二丁目 3 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	宮殿吸収式冷凍機改修ほか第 2 回工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	吸収式冷凍機改修ほか一式		
8	工 期（自）	平成 25 年 5 月 23 日		
9	工 期（至）	平成 25 年 8 月 30 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	17,871,000 円	17,020,000 円	99.88 %
	見 積 金 額	17,850,000 円	17,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿各機械室に宮殿設備管制所より供給している冷水系統への自動制御弁を取り付け、定流量で流れている冷水に変流量を起こし、省エネ化を図る工事である。</p> <p>本工事は、宮殿冷房空調システムと一体の改修工事であり、現在施工中の吸収式冷凍機の省エネを行う上での最適運転調整を目的とする工事であること及び、現在施工中の工事と本工事の施工者が異なる場合は瑕疵担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあることから、一貫した施工が管理的に必要と判断される。また、工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工を確保する上でも現在施工中の者以外の者に施工させることが不利と認められるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 5 月 23 日		
2	請 負 業 者 名	アズビル株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸自動制御設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	自動制御設備，撤去工事各一式		
8	工 期（自）	平成 25 年 5 月 24 日		
9	工 期（至）	平成 25 年 12 月 20 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	9,250,500 円	8,810,000 円	99.88 %
	見 積 金 額	9,240,000 円	8,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸の空調設備を始めとする機械設備の運転を適切に制御し、運転状態の監視及び記録の保存を行う中央監視装置の改修と空調機周辺自動制御機器の一部を改修する工事であり、既設自動制御設備の大部分は再使用する。</p> <p>本工事では、既設機器と新設機器において、製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料や改修後の状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該設備を製造した者以外に施工させた場合、既設機器と新設機器の最適な調整や試運転において当該設備全体が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる可能性がある。</p> <p>アズビル株式会社は、当該自動制御設備の製造者であると共に設置工事を施工した者であり、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 6 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	鹿島建設株式会社東京建築支店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区元赤坂一丁目 3 番 8 号		
4	工 事 件 名	宮殿豊明殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事，機械整備工事各一式		
8	工 期（自）	平成 25 年 6 月 14 日		
9	工 期（至）	平成 25 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	17,461,500 円	16,630,000 円	99.21 %
	見 積 金 額	17,325,000 円	16,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿豊明殿ブラインドシャッター改修，食器具洗室グリーンストラップ防水改修，厨房設備機器更新を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国家的行事の行われる国を象徴する建物という特殊性から、昭和 35 年 1 月 29 日にその造営工事について閣議決定されたものであり、昭和 39 年 7 月 1 日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建築業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体 5 社（㈱大林組，鹿島建設㈱，清水建設㈱，大成建設㈱，㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工の際は、共同企業体 5 社がそれぞれの工事区分の範囲について責任を持って施工し、竣工したものである。</p> <p>鹿島建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 7 月 9 日		
2	請 負 業 者 名	アズビル株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		
4	工 事 件 名	宮殿ほか自動制御設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	自動制御機器改修工事一式		
8	工 (自 期)	平成 25 年 7 月 10 日		
9	工 (至 期)	平成 27 年 3 月 16 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	136,290,000 円	129,800,000 円	99.76 %
	見 積 金 額	135,975,000 円	129,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿及び御所各建物の空調設備を始めとする機械設備の運転を、適切に制御して運転状態の監視を行う自動制御設備及び空調機周辺自動制御機器の改修を行う工事である。</p> <p>本工事では、既設機器と新設機器とを製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性などに精通し、製造時の技術資料や改修後に状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>従って、当該設備を製造したもの以外に施工させた場合、既設機器と新設機器の最適な調整や試運転において当該設備全体が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。さらには、故障の際の責任範囲が不明確になる恐れが生じる。</p> <p>アズビル株式会社は、当該自動制御設備の製造者であると共に設置工事を施工した者で、当該設備に関わる機器の製造・販売・施工・修理工事を行い、当該自動制御設備を熟知した唯一の会社であるため。 (会計法第29条の3第4項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 7 月 11 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	宮殿長和殿保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 7 月 12 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,594,650 円	7,233,000 円	99.54 %
	見 積 金 額	7,560,000 円	7,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿中車寄ほか階段手摺新設、宮殿長和殿天井裂地補修、宮殿長和殿自動ドア修繕を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（榊大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、榊竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>清水建設株式会社は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 7 月 16 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 7 月 17 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 11 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	8,111,250 円	7,725,000 円	99.93 %
	見 積 金 額	8,106,000 円	7,720,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所厨房の床の修繕、建具の塗装、障子の張替、網戸の増設、書庫の棚板の製作、庭石及び排水系統の清掃等を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活への影響を最小限とするため、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく、確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事会社としての実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者である。 (会計法第29条の3第4項)</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 25 年 7 月 16 日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	各所修繕一式
8	工期（自）	平成 25 年 7 月 17 日
9	工期（至）	平成 25 年 11 月 29 日
10	原契約請負金額	8,106,000 円
11	変更契約年月日	平成 25 年 8 月 22 日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,680,000 円
14	変更後請負金額	9,786,000 円
15	変更理由	損傷や染みが確認されたじゅらく壁の一部の補修を追加する。

変更契約調書

第2回変更

1	請負契約年月日	平成25年7月16日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	御所各所修繕工事第2回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	各所修繕一式
8	工期（自）	平成25年7月17日
9	工期（至）	平成25年11月29日
10	原契約請負金額	8,106,000円
11	第1回変更契約年月日	平成25年8月22日
12	第1回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	第1回変更増減請負金額	1,680,000円
14	第2回変更契約年月日	平成25年9月27日
15	第2回変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
16	第2回変更増減請負金額	152,250円
17	変更後請負金額	9,938,250円
18	変更理由	<p>1 経年によりじゅうたんの一部が剥離したため修繕を行う。</p> <p>2 経年により戸車が磨き減り、両引き網戸の召し合わせ部に隙間が生じたため修繕を行う。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 7 月 18 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	東宮御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	各所修繕工事一式		
8	工 (自 期)	平成 25 年 7 月 19 日		
9	工 (至 期)	平成 25 年 8 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	3,260,250 円	3,105,000 円	99.83 %
	見 積 金 額	3,255,000 円	3,100,000 円	
11	随 契 理 由	<p>東宮御所各所修繕工事は、東宮御所の私室棟から事務棟・公室棟各所にわたる劣化部分の修繕及び機能不備部分の改修を実施するものである。</p> <p>東宮御所各所の修繕に当たっては、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、東宮御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、東宮御所の施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。 (会計法第29条の3第4項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 7 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	テクノ矢崎株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都品川区南品川二丁目 2 番 1 0 号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸小形吸収冷温水機分解整備工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常盤松御用邸内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	小形吸収冷温水機一式		
8	工 (自 期)	平成 25 年 7 月 23 日		
9	工 (至 期)	平成 25 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	2,534,700 円	2,414,000 円	89.10 %
	見 積 金 額	2,258,550 円	2,151,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸地階に設置されているセントラル空調の熱源機器における小形吸収冷温水機の一部部品を取り替え、大部分を再利用する修理工事である。</p> <p>本工事では、修理工事の終了後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、製造時の技術資料や状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必要である。</p> <p>従って、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、試運転における最適な調整や当該機器が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等の著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>テクノ矢崎株式会社は、当該機器を製造した矢崎総業株式会社の系列会社であり、独自のデータや知識を共有していると共に、当該機器を熟知する唯一の業者であるため。</p> <p>(会計法第29条の3第4項)</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 9 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社GSユアサ東京支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝公園 1 - 7 - 1 3		
4	工 事 件 名	御所直流電源装置復旧工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	電力貯蔵設備改設一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 9 月 25 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 11 月 29 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	9,716,700 円	9,254,000 円	96.17 %
	見 積 金 額	9,345,000 円	8,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所の非常用照明用直流電源装置の応急復旧及び改修を行う工事である。</p> <p>御所の直流電源装置は、停電時に御所内の非常用照明器具に電気を供給し、照度を確保するための設備で、非常時の避難誘導に必要な重要な装置であり、平成4年度の御所新営時に設置されたものである。</p> <p>本年8月6日午後2時30分頃、御所機械室に設置された直流電源装置から、故障警報の発報があったため、現地調査をした結果、直流電源装置の構成機器である整流装置ユニットの一部に短絡事故（故障）が発生し、焼損している事が確認された。</p> <p>原因は、経年劣化によるものと思料されるが、現在、焼損した整流器と蓄電池を切り離しており、蓄電池に充電出来ない状態となっているため、電池の自然放電が進んでおり、御所が停電した場合、蓄電池の充電不足により、非常用照明に送電するための電源の確保ができていないことから早急な復旧が必要であり、現状では送電停止の危険を含んでいる（本年8月9日に仮設電源により応急復旧済み。）。</p> <p>当該装置の改修は緊急を要するが、既存と同型の整流装置ユニットは、既に製造中止となっていることから、整流装置ユニットを含む整流装置全体の改修が必要となつており、経年により、蓄電池の更新も行う必要があるものと認められる。今回改修においては、既存の蓄電池盤が再利用できることから、それ以外の構成機器類・整流装置盤を更新する必要があるが、既存設備と新設設備とは密接不可分の関係にあることから、それぞれの機器の製造・施工者が異なる場合、瑕疵担保責任の所在を含め著しい支障が生ずる可能性がある。</p> <p>株式会社GSユアサ（新営当時の社名は、日本電池株式会社）は当該装置を御所新営時に施工した会社であり、当該装置の内容を熟知しており、短期間、かつ、確実に施工できる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 11 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	新晃工業株式会社東京支社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋浜町2丁目57番7号		
4	工 事 件 名	御所空調機修理工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	空調機修理一式		
8	工 (自 期)	平成 25 年 11 月 13 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 2 月 28 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,473,000 円	4,260,000 円	98.59 %
	見 積 金 額	4,410,000 円	4,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所室内の温湿度を調整している空調機（AHU-1, 10, 11, CF-1）の一部品を取替える工事である。</p> <p>本工事は、新晃工業株式会社が製造した、御所室内の温度・湿度を調整している空調機の送風にかかる中心的な部分の部品の取替え工事であるため、他社では知り得ない当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ、製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する製造者による施工が必須である。</p> <p>また、当該機器を製造したもの以外に施工させた場合、最適な調整や試運転において当該機器が適切に機能していることの確認及び判断が極めて困難であるため、適切に動作しない等空調運転に著しい支障を生じる恐れがある。</p> <p>新晃工業株式会社は、当該空調機を製造した会社であり、本工事に要求される条件を満たした唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 11 月 13 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂 1 丁目 1 番 1 号		
4	工 事 件 名	三笠宮邸食品庫ほか改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	食品庫改修，居室床改修，厨房排水改修，手洗所改修，浴室手摺り取替え各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 11 月 14 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 25 年 12 月 27 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	4,957,050 円	4,721,000 円	99.97 %
	見 積 金 額	4,956,000 円	4,720,000 円	
11	随 契 理 由	<p>三笠宮邸食品庫ほか改修工事は，厨房脇食品庫内装改修工事のほか，私室棟御和室床改修，私室棟手洗所の手洗器や手摺りの取り替えを実施する改修工事である。</p> <p>三笠宮邸の改修に当たっては，御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ，この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには，納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社竹中工務店は，三笠宮邸において，過去に大規模改修や増築工事を実施していることから，三笠宮邸の施設に精通し，今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成 25 年 11 月 13 日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	三笠宮邸食品庫ほか改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	食品庫改修，居室床改修，厨房排水改修，手洗所改修，浴室手摺り取替え各一式
8	工期（自）	平成 25 年 11 月 14 日
9	工期（至）	平成 25 年 12 月 27 日
10	原契約請負金額	4,956,000 円
11	変更契約年月日	平成 25 年 12 月 20 日
12	変更後工期（至）	工期（至）は，原契約のとおり
13	変更増減請負金額	598,500 円
14	変更後請負金額	5,554,500 円
15	変更理由	<p>1 左官補修 食品庫の既存床解体を行ったところ，鉄筋コンクリート製の柱・壁に鉄筋露出箇所が発見されたので，モルタルで表面を左官補修する。</p> <p>2 既存排水配管保温材のアスベスト処理 調査の結果，厨房排水配管の保温材にアスベスト含有建材が使用されていたことが判明したため，飛散防止措置の上除去，特定の管理型処分場処理とする。</p> <p>3 給水設備床はつり補修の取り止め 既存床に給水管が埋設されていたため，はつり補修を取止める。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 11 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	宮殿表御座所保全整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 11 月 23 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 3 月 20 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	14,511,000 円	13,820,000 円	97.68 %
	見 積 金 額	14,175,000 円	13,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿表御座所ブラインドシャッター等の建具改修、内外装改修及びそれに伴う防水改修を行う工事である。</p> <p>宮殿は、国事行為である新年祝賀の儀を始めとする皇室の主な行事が行われる場であり、その造営は昭和35年1月29日に閣議決定された上で、昭和39年7月1日に着工している。同造営工事における業者選定に当たっては、宮殿という他に類例を見ない芸術的特殊建造物であることから、造営工事の優秀性及び確実性確保のために当時の建設業界において最高の実績を有し、かつ、資力・信用・技術が他業者と隔絶している共同企業体5社（㈱大林組、鹿島建設㈱、清水建設㈱、大成建設㈱、㈱竹中工務店）と随意契約を締結することが決定され、また、その施工に際しては、共同企業体5社がそれぞれの工事区分の範囲について責任をもって施工し、竣工したものである。</p> <p>株式会社大林組は、本工事における責任区分の範囲において、宮殿造営当時から施工管理し、その状況を十分熟知し現在に至っていることから、本工事を安全かつ確実に実施することのできる唯一の業者であるため。</p> <p>（会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 11 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社日立ビルシステム		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区神田淡路町二丁目 1 0 1 番地		
4	工 事 件 名	宮殿ほかエレベーター整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	機械器具設置工事		
7	工 事 概 要	エレベーター整備一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 11 月 23 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 3 月 14 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	2,998,275 円	2,855,500 円	98.05 %
	見 積 金 額	2,940,000 円	2,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿及び総合倉庫エレベーター（計5基）の整備工事を行うものである。</p> <p>本工事は、宮殿造営当時に株式会社日立製作所が製造した、宮殿及び総合倉庫エレベーター（計5基）の昇降機の上昇時油圧調整部品（ULシステム組品、ULアジャスター）ほかの取り替えを行うものである。</p> <p>工事に際しては、製造メーカーが保持している詳細な製品図面、独自のデータ及び知識を必要とし、特にエレベーターの昇降を調整する油圧制御ユニット整備工事は、自社独自の情報を必要とする。また、他業者に施工させた場合、安全性等に著しい支障が生じる恐れがあり、さらには、故障の際の責任範囲が不明確になるなどの問題が発生する恐れもある。</p> <p>株式会社日立ビルシステムは、当該機器を製造した株式会社日立製作所の系列会社で、唯一エレベーターの保守及び工事部門を担当し、メーカー独自のデータや知識を共有し、本件に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため。 （会計法第29条の3第4項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 25 年 12 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社本田工務店		
3	請 負 業 者 の 住 所	栃木県那須郡那須町大字湯本 2 0 4		
4	工 事 件 名	那須御用邸保全対策緑地林相整備第 2 回工事		
5	工 事 場 所	栃木県那須郡那須町湯本（那須御用邸内）		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	樹木手入工，樹木伐採工各一式		
8	工 （ 自 期 ）	平成 25 年 12 月 7 日		
9	工 （ 至 期 ）	平成 26 年 1 月 24 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
	見 積 金 額	3,045,000 円	2,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>平成 25 年 10 月 16 日の台風 26 号の影響により，那須御用邸内の樹木に折損，幹折れ倒木の被害が発生した。現状においては，那須御用邸御成道路沿いほか，県道那須高原線及び湯本漆塚線沿い樹木の樹上に多数の折損枝が残っており，今後の風雪や降雪により道路上に落下して新たな被害を生じさせる恐れがある。また，第 1 回工事と本工事の施工区域は重複しており，当該被害樹木を未処理のままにしておくと，第 1 回工事の施工内容である樹木伐採や下草の剪定等が実行できず，第 1 回工事の施工に支障をきたすことから，緊急で作業を行う必要がある。</p> <p>株式会社本田工務店は，第 1 回工事の請負会社であり，作業効率の点を鑑みて設計意図及び現場状況等を熟知しており，迅速な対応が可能な会社であるため。</p> <p>（会計法第 29 条の 3 第 4 項）</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成 26 年 1 月 27 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	秋篠宮邸事務室等改修工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	秋篠宮邸事務室等改修工事一式		
8	工 (自 期)	平成 26 年 1 月 28 日		
9	工 (至 期)	平成 26 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	28,833,000 円	27,460,000 円	99.05 %
	見 積 金 額	28,560,000 円	27,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>秋篠宮邸事務室等改修工事は、秋篠宮邸御殿事務室等6室の既存床・壁・天井の内装材の取替え、収納家具や木製建具の作り替え及び建築設備（照明・コンセント・空調設備・給排水衛生設備等）の改修を伴う室内の様式替えを行う工事である。</p> <p>秋篠宮邸の改修に当たっては、工事箇所と既存部分との意匠の整合性ととも、御留守中や公的行事の合間等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、確実に完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、秋篠宮邸において、過去に大規模改修工事や増築工事を実施していることから、秋篠宮邸の施設や今回の工事条件等に関して安全かつ確実に実施することができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	平成26年1月27日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	秋篠宮邸事務室等改修工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	秋篠宮邸事務室等改修工事一式
8	工期（自）	平成26年1月28日
9	工期（至）	平成26年3月31日
10	原契約請負金額	28,560,000円
11	変更契約年月日	平成26年3月24日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	4,882,500円
14	変更後請負金額	33,442,500円
15	変更理由	<p>1 事務所等諸施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的室既存棚を改造及び一部に袖棚を追加する。 ・湯沸室に掃除流しを取設けのため、食器棚をサイズ変更する。 ・女子詰所収納棚の仕上げ樹種をシナ合板からマンガシロ練付に変更する。また、一部棚を扉付に変更する。 ・女子詰所窓廻り造作を変更する。これに伴い窓サッシの撤去及び外壁改修の工事は取り止める。 ・物置改修は全て取り止め変更する。 <p>2 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的室の照明器具2灯を追加する。 ・湯沸室の照明器具2灯を追加する。 <p>3 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所既設冷暖房機メーカーの生産終了により、他メーカーへの仕様変更のため接続ダクト取替を追加する。 ・事務応接室、多目的室、女子詰所改修において、制気口の取外再取付を追加する。また、湯沸室については制気口取替とする。 ・事務所改修において、天井内障害により全熱交換ユニットを天井埋込型から壁掛型に変更とする。 ・多目的室既存棚改造に伴い、配管用貫通口処理を追加する。また、合わせて放射線透過検査を追加する。 ・保温材のアスベスト含有量調査により、アスベストが含有されていることが判明したため、アスベスト処理を追加する。